会津若松市政だより

発行所
福島県会津若松市栄町
会津若松市役所
編集兼発行人新城辰五郎
定価 5.00
6月号

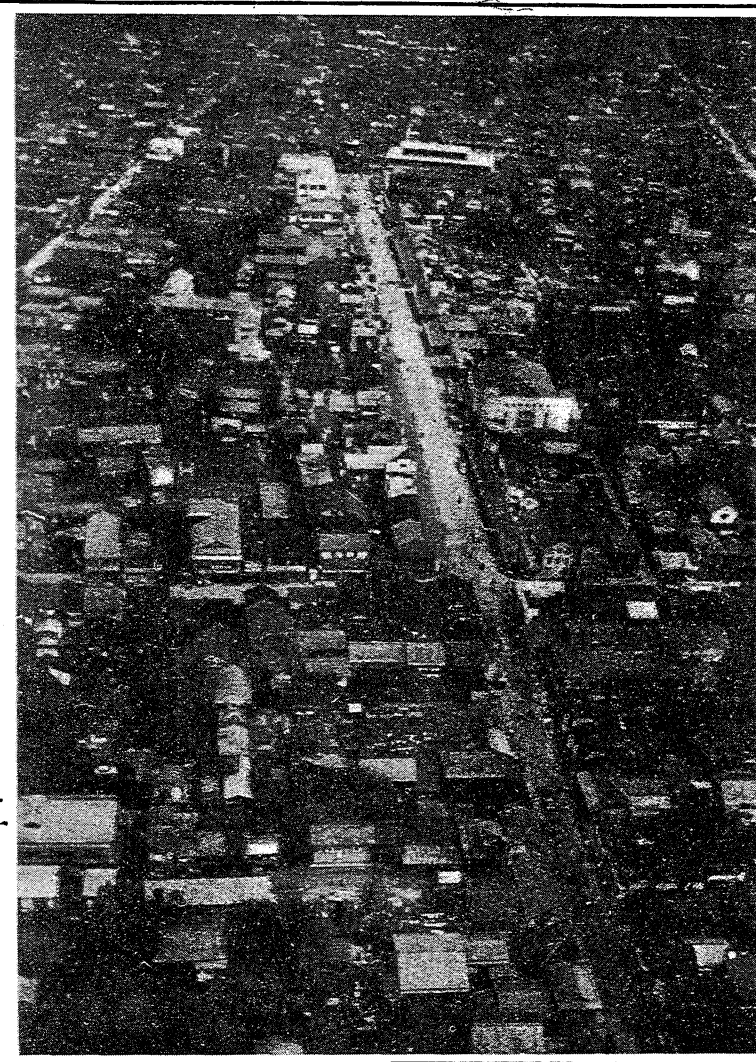

上空から見た会津若松の市街です。真中を白く太く上下に走っているのが神明通りですから、あなたの家をご見当下さい。

これはさきにヘリコプターに乗って約三百米の上空から市の職員が撮影したもので沙婆をはなれて空から見たこの城下町の美観はまさに真夏の清涼剤とでもいえましょう。

広報車の愛称「こだま」号と決定

名づけ親は佐藤さん山内君笠間さん

先月号の市政だよりで募集致しました広報車の名前は、市内の小中学校のみなさんより約百通の回答がありましたが、審査員が集って慎重に検討致しました結果「こだま」号と命名することに決定しました。

この名づけ親は鶴城小一年佐藤容子さん、日新小五年、山内雪夫君、若松二中三年、笠間幸子さんの三人で去る十四日午後一時から市役所玄関前で命名式を行いました。

当日も約六十名の方が集まり賞品授与が終ってからこの広報車にのって、みんなで楽しく市内を巡回致しました。

なお佳作は「わかば」号で日新小六年、家城静枝さん鶴城小六年秋山佳子さん神指中一年、和須津力君の三人、が当選致しました。

（調査室）

商業の実態を調査

七月一日現在で

二年目ごとに行われております商業統計調査は、この七月一日現在で調査が実施されます。

この調査は、商業者の分布状況や、活動状況の実態を明らかにする最も大切な統計を作成するために行われるもので、この調査の結果は、国の経済施策上の資料として、また広く海外からの照会や民間企業者等の実務上の参考資料とされるもので、全国の商業を営むもの全部がその対象とされます。

範囲

1、卸売業
（仕入れ商品を小売業者、または他の卸売業者に販売するもの、或は他の産業者に業務用物資を販売するもの）
元卸売、中間卸売、最終卸売。

2、小売業
（仕入商品を一般消費者に販売するもの）
各種商品小売、専門品小売、製造小売、飲食店。

調査方法

甲調査 法人組織の商店および、個人商店のなかで、雇傭人のいる商店が該当します。

乙調査 個人商店で雇傭人がなく、業主および家族従業者だけで経営しているものが該当します。

丙調査 飲食店（食堂、料理店、喫茶店、カフェー、バー、すしや）等を経営するものが該当します。

この調査は指定統計調査になって居りますので商業に該当する商店は必ず申告して下さい。調査票は市役所より配布されますが配布されなかった場合は、調査室統計係へ御連絡下さい。

なおこの調査票は、税金の対象、あるいは各商店の不利益になる様な用途には決して用いませんから、安心して提出して下さい。

（調査室）

あなたのお家は？

人口動態

（6月1日現在）

世帯数	19.137	(+15)
現在人口	97.529	(+76)
男	46.537	(+30)
女	50.992	(+46)

（5月中）

出生	172	死亡	69
転入	387	転出	416
婚姻	137	離婚	8

市民の声

『問』住宅街でラジオの民間放送の歌ばかりを必要以上に鳴らし近所で困っていますがどうにかならないものでしょうか。

（一主婦より）

『答』最近ラジオの騒音について多くの市民の方より迷惑を訴える投書が来ますが、お互の家庭で楽しく聞ける程度に音量を調節して戴きたいと思います。各家庭におきまして子供さんの勉強、要談、病人等それぞれ違った立場におかれる事の多い日常生活においてお互に他人に迷惑をかけないだけの心使いこそ明るい市建設の才一歩です他人の迷惑をかえり見ない様な騒音の場合は遠慮なく警察署に連絡下さい。

署員が注意をすることになっておりますが署員から注意を受ける前に各家庭で家のラジオなど隣近所に迷惑をかゝっていないかお互にも一度反省をして見ましょう。

『問』遺失物法が変つたそうですがどのように変つたかお教え下さい。

（一会社員）

『答』梅雨の季節から忘れ物、落し物が目立ってふえてをります。

ラジオの騒音と紛失物法の改正

これらの遺失物の処置は明治三十二年制定された遺失物法に基いて今日迄施行されてきましたが、今度六十年ぶりに合理的な改正が行われ七月一日から施行されることになりました。

改正の大要は次のようになっております。

㈠ 遺失物を発見、届け出た後一年たっても持ち主の判らない場合は拾得者のものになる今までの規定が改正法では「公告後六ケ月」となりました。

㈡ 船車や建築物内（デパート等）で他人の物を拾っても今までは拾い主に権利がなく、持ち主のわからない時は船車や建築物の占有者が拾得することになっていましたが、今後はこんな場所でも拾てっ届けた人の物になります（たゞし届け主がその権利を放棄するか、二十四時間以上たってから届けた場合は占有者の物になります）雨期から夏季にかけては暑さのせいで忘れ物落し物がふえてきますから、名前の書ける持物には住所氏名を記入し、金入れのような物には名刺を入れておくなど万一の場合に備えお互に注意を致しましょう

（調査室）

優良赤ちゃん決る

一夫ちゃんら三十五名

昭和三十二年一月～十月までに生れた赤ちゃんの検診は去る四月に行われましたが、その結果、山本一夫ちゃんら三十五名が優良児と決定され、市長より表彰されました。

その名簿は次の通り。カッコは保護者名。

山本一夫（良孝）、田代正一（正）、西潟弘子（正二）、渡部弘（猛）、佐藤俊弘（俊夫）、斉藤雪美（栄一）、上妻道雄（清美）、野崎弘幸（安治）、熊谷一治（徳次）、川崎弘一（義市）、永井久美子（一男）、菅野昭彦（昭治）、鹿目久美子（薫）、沢井健二（清一）、牧野長市（長司）、小林裕子（雅彦）、酒井耕造（淳）、樋口一男（一）、渡部裕子（英雄）、武藤和之（友江）、河合広子（克己）、小沼早苗（邦衛）、酒井浩次（利秋）、中村新一（重治）、武藤和彦（達美）、福田耕（新三）、渡部浩一（正）、三星かほる（孝次）、山田啓二（高次）、皆川京子（庄一）、田原由紀子（文治）、斉藤清人（清光）、中島昭基（秀雄）、長谷川要一（常雄）、佐藤惠美（壽徳）、

計量器の検査

行仁地区
7月1日～4日（午前9時～午後3時）
行仁小学校

城北地区
7月7日～10日（午前9時～午後3時）
城北小学校

プール開く

六月二日に待望のプール開きが行われました。まだ幾分さむい様で御覧の様におかに上って日なたぼっこです。でもこれからプールの使用者も増えて来ますので次の注意事項をよく守り水に入りましょう。

× ×

○身体の悪い人、弱い人は絶対に水に入らないこと

○身体をきれいに洗ってから水に入りましょう。

○浮袋、水めがねは使用してはいけません。

○泳ぎの服装は男は黒のパンツか水泳着を使用すること。

女子は水泳帽子と水泳着を着ること。

たゞし小中学生の男は黒の水泳褌、低学年の女子はパンツだけでも差支えありません。

なおくわしいことは係員の指図にしたがって下さい

（教委事務局）

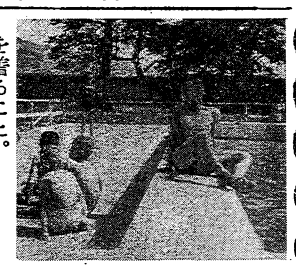

市税の収納事務

午後5時まで取扱います

市民の皆さんの御便宜を図り、六月一日より市金庫収納事務の取扱い時間が午前八時三十分から午後五時までになりましたので市税の納付については納期限内に納付下さい納期限が過ぎますと延滞金延滞加算金等がかゝることになっております。

（税務課）

自衛官

陸…海…空…

一採用一

採用予定人員…8.800名
志願受付…6月16日～7月21日
年　令…18才～25才未満
詳細は市役所総務課又は支所出張所にお問合せ下さい。

蠅取競走

一九の下に〇を二十三並べた数字はいくらと数えるのでしょうか。

これは昨年ハエ取り競走で捕ったハエ二〇一、三〇〇四をもし一年間生かしておいたとして増える数です。いかに恐ろしい程ふえるかおわかりでしょう。ですから一匹でも多くの蠅をころして下さい。

なお殺したハエは指でつまゝず、ピンセットかはしの様なもので拾って袋に入れて持参して下さい。

ハエはこれからはやる赤痢や腸チフスなどの伝染病の病菌を運ぶ飛行機です。みんなで一匹のこらず退治し、住みよい明るい生活環境を作るため懸賞ハエ取り競走を次の要領で行います。

小中学校のみなさんはもちろん各家庭のお母さま方まで御力添え下さいます様お願い致します。

▼実施期間
自　六月十七日
至　六月二十四日
――の八日間

▼抽せん会
六月二十八日（土）

▼場所
市公会堂日本間

▼抽せん方法
番号玉抜き式

賞品
一等ラジオのほか空くじなし

▼引換方法
① ハエ五〇匹について抽せん券一枚
② 期間中毎日（日曜を除く）午後一時より四時まで市衛生課及ひ大戸湊支所で取扱います。
③ 特別に六月二十三日は午後一時より四時まで城北、城西東山、一箕、門田神指、永和の各小学校に衛生課員が出張して取扱いを致します。

主催
会津若松市衛生課
会津若松市公民館

後援
会津若松医師会
会津若松保健所
会津若松市各地区保健委員会

市政論文一位

大会津若松市の建設について

主として商業都市としての発展策

飯坂久男

会津若松市の業態別人口を見ると、最も多いのが製造業、次いで卸小売業、農業、サービス業の順であるが、世帯数では卸小売業が第一位である。又第一次、第二次、第三次産業として人口を見ると第三次産業が最高で、人口のほか世帯数でも全体の半数以上を占めていることを知りうる。本市が商業都市として発展しつつあることは、これだけでも首肯できるが、マーケッティング時代に歩調を合わせ乍ら、さらに商業を発展させるには如何にすべきかについて感想を述べてみたい。

わが国がマーケッティングに関心を持ったのは昭和二十八、九年のデフレによる販売の困難化とそれ以前からの生産性向上への努力その結果としての生産過剰化が原因であるが、そのため流通販売の改善向上を考え、大量生産に応じての大量販売方策として、このマーケッティングを受入れ又関心をもったことは周知のとおりである。現在、この面で大いに努力しているのは家庭用電気器具、医薬品菓子、自動車、カメラ、食料品等の各業界であるが、生産性向上に重点をおいてマーケッティングに余り関心を持てぬのが時計業界、マーケッティングに大努力を払わねばならぬのに、その重要性の認識に欠けているのが繊維関係の各業界、ゴム履物業界だといわれている。

写真は飯坂氏

しかし、私がここで問題とするのは、マーケッティング時代における中都市の中小企業―製造業と中小商店の経営の発展とこれに対する市当局の指導ということである。

例えば電気器具店では商品の回転率を高めるためストックは少くしたいが、商品知識を勉強し、選択欲にもえた現在の消費者は、ストックが多く商品が豊富な店でないと買物に出向かないし、一方、メーカーも仕入に消極的な販売店には、大量生産品であるだけに余り期待をかけぬという結果となるという傾向が一つ、又製造業の分野で会津の中小企業の代表的製品である酒と漆器は、マーケッティングが適用される商品ではないが、他のマーケッティングが適用される商品やこれに準ずる商品、洋酒やプラスチックを競争商品としていることがその才二、いずれも現代の消費者の意向をより多くひきつける販売政策を採用してわが郷土商品、郷土商店の発展を策すべき問題である。そこで

(一)消費者即ち、郷土商品と郷土商店の販売市場から検討してみよう。

(A)需要の問題――この問題については人口の問題と所得の問題がある。酒と漆器については人口の問題はその市場は東京から東北六県まで延びているが、若松の商店街、商店の市場は、若松、北会、耶麻、河沼、大沼、南会で東は猪苗代、西は柳津、南は荒海、北は塩川となり、その消費人口は二十三万と見られている。

しかしこの消費人口がすべて若松の商店に集結するとして、果していくら位の商店街を成立させるものかかって喜多方で商店診断を実施した東京商工指導所の赤羽幸雄氏の報告の中からこれを考えてみると、大体三つ位である。即ち商店街四〇〇―五〇〇米の長さで店舗数八〇―一五〇店を集結した本格的商店街を成立させる人口は、約七万人といわれるからである。神明通、一ノ町、大町――ここに集中する消費者とかって の繁華街六日町、博労町などの裏徴を考えるなど思い

第一回市政論文コンテスト

「新市建設計画」に基く本市発展施策は着々進められていますが。調査室では一般市民の理解と協力を一層深める意味で「大会津若松市の建設について」というテーマの論文を広く市民から募集して来ました。応募論文は全部で三十四点でしたがその何れもがユニークな内容をもち、決定を見るまでには各審査員もかなり苦心した模様です。六月十七日開かれた才二次合同審査会の結果一位一名、二位該当者なし、三位五名の入選者を決定致しました。

入選者

一位　飯坂久男
二位　該当者なし
三位　斎藤庄司
　　渡部光昭
　　石綿綾子
　　佐藤清真
　　高橋伝三郎

審査雑評

山内平

いずれも優秀なものばかりで審査に苦労しました。

大会津若松市建設の名に引かれて、市政全般の着想を項目的に構成したものが多かつたが紙数の制限から見て無理があった様です。むしろ、一つの具体的な構想を掘り下げたものに重みを感じ、市政執行上の資料としての価値が見出されました。論文募集の目的が紙数に関係して計画されてあると理解されるからです。（教育長）

であり、これを市内商店街にいかにしてひきつけるかである。

この観光客については、裏磐梯をひとつの事業家のものという狭い考え方にとらわれず、県なり市なりがこの消費客を二本松方面から喜多方方面まで流すことを考えて積極的に指導すべきで、経済的助成も考うべきではないだろうか、消費者が多くなり、売上高が増せば、商品は安価になり良質となり商店も消費者も有利になることを知る必要がある。

所得の問題――これについては、非主食、肉、牛乳、卵など動物性蛋白質の増加、衣料については綿製品以外のものの購入、電気器具など住居費、サービス関係雑費などの家計費の増加によって所得増加を推察できる。

(B)顧客について――市場を形成するものは、この顧客であり、消費者であるが広告宣伝によって商品知識の向上した消費者が、選択購買の高度化傾向にあることは注目される。消費者の購買動機を調査してみると品物豊富な店だから買うというのが才一位で、特に都会地に多く、地方都市でもこの傾向は強くなっているたゞ地方都市では信用できる店だから買うというのが目立って多い。都会の消費者は商店主が商品の仕入れ保管、ストックコントロールなどのいわゆる商品管理（＝商品計画）に大切な項目にまで注意して購買するのに、地方では商店主が客に仕きかける販売促進策に関する項目、―信用できる店、永年の得意だから―によって購買していることは興味がある。勿論これは比較的なもので、進んだ消費者は都会の消費者と同じく品物豊富、品質がよい、価格が安いという項目で購入している。従って品物を豊富にするための商店街の共同作業、共同活動を、市当局として指導されたいと思う。一つの店で豊富でなくても、商店街全体として豊富であればよいわけである。

以上の需要と顧客の特質から、商店街乃至商店としては、いかにマーケッティングを行うべきであろうか

市、県民税を……納めましょう

場所、市金庫
日、6月25日まで
才一期分

これが次の問題である。

(二)販売促進上の諸問題

先づ酒と漆器については、会津酒の特性をはっきりさせると共に、同業者の共同マーケッティングが必要である。とくに現代のスピードを尊重する時代には酒は〝まだるっこい〟といわれ大衆的なものとして洋酒が登場している。非大衆的な飲物として会津酒が販売されることもよいが、もう少し大衆的な面の販売政策はないものか。

漆器は、会津塗という概念の中から一歩出て生産され、販売される必要があるそれは電気器具製品にまで応用される塗料工業という概念の中に生産されなければ販売も困難となろう。菓子器でも椀でも必ずしも漆器である必要はない。プラスチックでも陶器でもよい漆器製品は、今後は自分で買うべきものではなくて、人からの贈りものとして買うべきものである。東京へ行くとアクセサリーの店の多くなったのに驚く。現代人は心のいこい、生活のうるおいをあゝいうものに求めて生活を楽しもうとしている。そういう贈答品、芸術品として漆器製品を考えることが大切である。ただ現在までは生産面で県なり市なりが補助し指導しておられたが、販売面での市場調査は殆んどといってよい程なされていない。計画的なマーケッティングが必要ではないかと考える。郡山あたりから漆器製品を買いに来る人にも漆器販売店の旧態依然たる陳列、サービスにがっかりして帰るという話もよく聞く。

その他、一般中小商店の販売促進については問題点だけを簡単に記しておく。

(A)正札販売の励行――会津地方ではまだまだだが、大量生産の時代には生産面のコスト引下げ、流行面でのマージンも引下げられるから大量販売が必要となるそして販売時間も短縮されねばならぬ。高いとか安いとか、もう少し安くせよとか、カケ引きや掛問答の時間は無駄である。又Aの客とBの客を差別待遇することも、才一に今の消費者が納得しない――ここに正札販売の本質的な意味がある

(B)裸陳列でいく――ケースの中から一々取り出すことなく裸で陳列すること。

(C)陳列は用途別に――金物店であれば家庭用品は建築用材と切り離し客の便宜を考えて陳列する。

(D)定量販売の徹底――砂糖、ミソ、ショウユ、漬物穀物――包装売りで商品の回転を早める必要がある。

(E)店員店主のサービス―先づ店員を訓練し、商品知識、顧客知識を与えよ。

(F)商店街のまとまりで共同マーケッティング、販売促進策を考えよ。

(三)消費者運動を善導されたい

以上市場と商店の態度について述べたが、この両者をうまく結び、先づ〝地元消費者の店〟として商店も発展させ、消費者にも利益をもたらすようにすることは、市当局と商工会議所の仕事である。中央における主婦連のシャモジ運動も消費者運動であるが、生活協同組合も消費者運動であるアメリカあたりでも一時は業者と消費者は対立したが現在では両者の提携こそ大切ということになっていると聞いているが、地方都市では時々当局の指導で、商店と消費者両者の懇談会を開き、不満があれば、ざっくばらんに打ち明け、相協力していくことがよいのではないか。

（原稿のまゝ）

略歴　小樽高商卒
喜多方商工高校教諭
（四三才）

農業メモ

干魃後の水稲管理

五月以来降水量が少なく田植期に入って各地区において植付不能面積が續出し日夜それぞれ苦労されたことと察せられますが今後の管理についてつぎの事項に留意致しましょう。

1、水不足地区は極力節水栽培を実施し御互に有効に水を使用すること。

2、土地改良施行地区は整地を速かに終らせ田植えを早くすること。

3、水不足により田植の遅れた地区は二毛作跡地と同様な考えのもとに植付株数を増加し並木植えとすること

4、おそくなればなるほど有機物等の分解により窒素が多くなるので窒素は減じてやること。

5、病害虫の適期防除

晩植になればなるほど生育が軟弱に進みやすいので病害虫の多発が予想されます

特にイモチ病、菌核病に注意し稲の生育をみて薬剤撒布を励行すること

防除法

イモチ病その他病害に対しては水銀粉剤又は銅水銀粉剤を反当り三キロ撒布のこと。

二化メイ虫その他害虫に対してはホリドール粉剤又はBHC三%粉剤、EPN粉剤を反当り三キロ撒布のこと。

但しパラチオン剤の使用は、たびたび危険を伴うことがあり、毒物及び劇物取締法により取扱が制限されていますから正規の手續きをなし、農業共済組合、農政課の技術職員の指導を必ず受けて使用して下さい。

（農政課）

写真は町北町で

ケシの栽培は禁じられています

皆さんの家の庭先き、まわりの空地や畑の隅などにケシの花が植えてありませんか？。

ケシは「あへん法」によって、その栽培が禁止されています。知らずに作っておられる方があったら直ちに抜き捨てて下さい。但し「ヒナゲシ」や「オニゲシ」は「あへん法」に該当しておりません。

森林伐採

第二次数量公表

今年の森林伐採の才二次に許可される数量について六月三日公表されまして、会津若松林務駐在員事務室に一般の人が御覧になられるよう備付てありますからお知らせ致します。

なお許可申請提出期限は七月二日までです。

有機りん製剤の使用

農作物の害虫駆除に大きな役割を果していますホリドール有機りん製剤は人間や家畜に対しても大きな危害を伴いますので、その使用に当っては必ず指導者の指示に従って下さい。

待望のつゝじが咲き始めました。
背あぶり山公園へどうぞ！
会津若松市索道事業所　電話70番